

誓約書（高効率空調機器）

1. 導入する設備は既存設備を更新するものであること。
2. 国が実施する導入支援に係る補助事業を行うものが指定している高効率空調機器であること。
3. 補助対象事業の実施に伴い、国が実施するその他の補助制度を利用していないこと。
4. 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。
5. 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
6. 対象施設内に設置するものであり、従来の空調機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるもの。
7. 当該年度の2月27日までに支払いを含めて事業を完了させること。
8. 岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助金交付規程を遵守すること。また、当該交付規程を遵守しないことにより補助金の交付決定が取り消されても、岡崎市に対し異議を申し立てないこと。
9. 交付決定の取り消しに伴う補助金の返還や財産処分等により財産処分納付金が発生した場合には、遅滞なく岡崎市の指示に従い返還、納付すること。

私は、岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助金の交付を受けるに当たり、上記の項目について了承し、遵守することを誓います。

令和 年 月 日

商 号

※申請者が事業者の場合のみ記載。

氏 名

※申請書が事業者の場合は代表者氏名を記載。

※本人が手書きしない場合は記名押印。